

Ⅱ. 令和2年度

パートナーシッププラン2020

(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)

進捗状況

計画の体系

計画の目標	重視すべき視点	重点施策	取組の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> あらゆる場面で、男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かなさを 実現できる滋賀へ </p>	<p style="text-align: center;">女性の活躍 推進による 地域の活性化</p> <p style="text-align: center;">男性に とっての 男女共同参画</p>	<p>1</p> <p>家庭・地域に おける 男女共同参画 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり (2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進 (3) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実 (5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進
		<p>2</p> <p>働く場 における 男女共同参画の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の均等な雇用機会の確保 (2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援 (3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり (4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり (5) 女性の起業等への支援
		<p>3</p> <p>男女の 人権尊重と 安心して 暮らせる 社会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実 (2) セクシュアルハラスメント対策の推進 (3) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進 (4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進 (5) 生涯を通じた健康づくり (6) 様々な困難を抱える人々への支援
		<p>計画の総合的な推進</p>	

重点施策別総括

重点施策① 家庭・地域における男女共同参画の推進

取組の方向

(1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり

- ・男女共同参画の理念の普及
- ・男女共同参画を進める地域リーダーの発掘・育成
- ・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ・地域での活動支援（NPO、女性団体等への活動支援）

(2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進

- ・政策・方針決定過程への女性の参画（自治会等の方針決定の場への女性の参画）
- ・防災における男女共同参画
- ・スポーツ分野における男女共同参画の推進（子育て期の女性のスポーツ参加促進、女性アスリート支援など）

(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進

- ・男性にとっての男女共同参画（男性に対する意識醸成）
- ・男性の育児・介護等への参画支援（イクメンの養成など）
- ・男性の地域活動への参画支援（地域で活躍する男性ロールモデル発掘、発信）

(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

- ・子育て支援の充実（就労形態の多様化等による様々な保育ニーズへの対応など）
- ・介護への支援（介護サービスの充実、介護離職の防止）
- ・育児や介護への経済的支援

(5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進

- ・学校等での男女共同参画教育の充実（主体的に進路を選択できる力を身につける教育の充実など）
- ・ライフ&キャリア教育の充実（多様な働き方、生き方への理解促進など）
- ・教職員等への研修

総括

- あらゆる場面における男女共同参画の推進のため、身近な場面での学習会等に使用できる啓発物や児童生徒用副読本の作成・活用、広く県民を対象とした研修等の実施により、男女共同参画意識の醸成に努めた。固定的な性別役割分担意識は徐々に改善されているもののまだまだ根深く、引き続き着実かつ効果的に啓発活動を継続する。
- 女性も男性も、自分の望むバランスで仕事と家庭、地域活動等を持てるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や男性の育児・家事参画の推進に取り組んだ。その実践に繋がるよう、働き方の見直し（長時間労働の是正等）の推進もあわせて、官民連携のもと一層の機運醸成の取組を進める。
- 多様なライフスタイルに対応できるよう、保育サービスの充実や介護施設の整備等を図ってきたところであり、引き続き地域の実情に応じ、子ども・子育て支援、介護支援の量の拡充や質の向上に取り組む。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
10	しがパパママスクール（研修講座事業） (3)	共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための家事・育児スキルの向上やパートナーシップ醸成のための講座を開催した。 5回 延べ参加人数 202名	夫婦間のパートナーシップに対する参加者の理解が深まった。将来的に地域・民間レベルでの主体的な取組へと広がっていくよう普及に努める。	男女共同参画センター
20	地域子育て支援事業 (4)	子育てと仕事の両立支援や保育の質の向上等、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、延長保育事業を始めとする各種保育事業に対して補助を行った。 延長保育事業・・・延べ利用者数 11,694人など	市町の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の着実な推進を図るため、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要がある。	子ども・青少年局
34	青少年向け啓発 (5)	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、男女共同参画について学ぶ小・中学、高校生用の副読本を作成した。（利用率 小67.6%、中52.8%、高53.2%）	新型コロナウイルス感染症の影響により授業時間数が確保できなかったこと等から全体的に活用率が低下した。中学生用副読本を中心に活用率をさらに高める必要があることから、教員向け研修会などの機会を捉えた活用方法の説明や実際の活用例の紹介等に取り組み、活用を促進する。	女性活躍推進課

重点施策②

働く場における男女共同参画の推進

取組の方向

(1) 男女の均等な雇用機会の確保

- ・情報提供や啓発の推進（男女の均等な雇用機会、ポジティブ・アクションの推進等の事業主への啓発など）
- ・相談への対応の充実（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止啓発、相談窓口の周知）

(2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援

- ・女性の活躍推進の総合的取組
- ・女性活躍推進に向けた連携体制の構築
- ・キャリア形成への支援
- ・女性の再就職への支援（滋賀マザーズジョブステーション）
- ・様々な分野における女性活躍推進（医療・介護、建設産業など）

(3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり

- ・女性のエンパワーメントの促進（キャリアアップ支援、働く女性のネットワークづくり、ロールモデルの紹介）
- ・企業等の取組促進（経営者等への啓発、企業等の女性活躍推進状況の「見える化」など）

(4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり

- ・職場環境づくり（経済団体等との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた気運醸成など）
- ・企業等の取組促進（テレワーク等多様な働き方の普及、男性の育休取得促進、イクボス養成支援など）

(5) 女性の起業等への支援

- ・女性の起業への支援（起業に必要なノウハウ習得等に向けた支援、女性の起業への資金調達支援など）
- ・商工業や農林水産業での取組支援（女性の起業活動への支援、女性が経営者能力を発揮できる農業法人の育成）

総括

- 職についていない女性の多くが就労を希望していることから、引き続き女性のライフステージに応じたきめ細かな支援を行う。
- 「滋賀マザーズジョブステーション」では、近江八幡・草津駅前での相談に加え、各地域での出張相談や新たにオンライン相談を開始し、所在地から離れた地域に対する支援を拡充した。引き続き、在宅ワーク等の新しい働き方の普及や起業支援等、様々な地域特性やライフスタイルに応じた就労支援を進める。
- 働く女性に対し、セミナー等を通じてキャリア形成の支援やネットワークづくりを進める一方、企業等に対し、女性活躍認証制度やイクボスプロジェクト等を通じ、女性が活躍できる職場環境づくりを促した。女性の継続就労や女性リーダー層の増加に向け、オンラインでの取組を含め、働く女性と企業等の双方に対する取組をさらに進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
47	滋賀マザーズジョブステーションの運営 (2)	滋賀労働局との連携により県内 2 か所（近江八幡、草津）において女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営するとともに、湖北地域において週 1 回の出張相談を行った。また、新たにオンライン相談を開始した。全体で年間 5,673 件の相談があり、888 件の就職につながった。	近江八幡市、草津市近辺以外の地域からの利用が課題であるため、引き続き出張相談を継続するとともに、オンライン相談を実施する。	女性活躍推進課
53	輝く女性のハッピー・キャリアセミナー（継続就労編）開催事業 (3)	このまま働き続けることに悩む女性を対象に、部下（フォロワー）としてのチームワークの築き方、段取り、仕事のやり方を変えるコミュニケーション、モチベーションを上げるキャリアデザインなどを学ぶためのセミナーを開催し、の会場 35 名、オンライン 107 名の参加者があった。	引き続きオンラインの活用など柔軟な開催も検討しつつ、限られがちなスキルアップ・モチベーションアップの機会を提供するとともに、きめ細やかな支援を進める。	女性活躍推進課
56	滋賀の女性を元気にする異業種交流事業 (3)	県内企業で働く女性管理職・管理職候補者を対象とした異業種交流会をオンラインにて開催し、38 名の参加があった。	引き続きオンラインの活用など柔軟な開催も検討しつつ、交流会の開催を通じて会社や業種を超えた女性管理職のネットワークづくりにつながるよう進めていく。	女性活躍推進課

58	滋賀県女性活躍推進企業認証企業制度 (3)	企業等における女性の活躍推進に向けた取組状況に応じて三段階で認証する制度を設けており、令和2年度末までに263件を認証した。	認証企業での取組のさらなる活性化が課題であり、認証企業のステップアップを促す。	女性活躍推進課
H3	テレワーク導入促進事業 (4)	実務的な内容を習得する実践研究会を県内2か所で開催した。 ①2/17（ピアザ淡海）参加者4名 ②3/17（草津商工会議所）参加者9名	引き続き、テレワークの普及とともに、モデル企業支援および事例の横展開を図る。	労働雇用政策課
67	女性の多様な働き方普及事業 (4)	育児や介護等による時間的な制約や、地理的な条件により外で働くことが困難な女性等を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナーや企業とのマッチング事業などを開催した。 ・在宅ワークスタートアップセミナー&トレーニング 2地域 計23名 ・在宅ワーカー交流会 2地域 計32名 ・ビジネスマッチング交流会（オンライン）10社25名	就業後自力で仕事を確保し、在宅ワークを継続していくためには、企業とのつながりやワーカー同士の横のつながりが重要であることから、ワーカー同士の交流会や企業とのマッチング交流会を引き続き開催し、ネットワークづくりの機会を提供する。	女性活躍推進課
68	滋賀のイクボスプロジェクト (4)	企業等のリーダー層を対象に、イクボスの養成のためのセミナーを開催し、仕事と生活を両立できる職場づくりを進めた。 ・イクボス・イクメン講演会 会場：51名 オンライン52名	イクボス登録制度の一層の周知に努めるとともに、県全体での取組のさらなるレベルアップを図るため、具体的な取組方法や先進事例の普及を進める必要がある。	女性活躍推進課
76	女性農業者ネットワーク強化支援事業 (5)	農業に関心のある女性を対象に、先輩女性農業者との交流会や、女性農業者の農場での現場体験を実施し、農業への関心をより高めてもらうきっかけを提供した。この他、集落営農に参画する女性を対象とした交流会を開催した。 ・女性のためのアグリセミナー 2回 77名 ・女性のための農業体験 8名 ・集落営農参画女性等交流会 1回 35名	参加者のアンケート結果より、農業生産だけでなく、食や農に関する幅広い分野で活躍されている女性との交流会を開催し、女性のアグリビジネスへの挑戦を促すとともに、県内女性農業者のさらなる活躍推進にむけ、具体的な取組等について検討する必要がある。	農業経営課

重点施策③

男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

取組の方向

(1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実

- ・教育・啓発の推進（様々な人権をめぐる問題への正しい認識と理解の促進、男女間のあらゆる暴力防止の意識の浸透、不適切な性・暴力表現排除に向けた啓発など）
- ・若年層に対する取組（デートDV防止啓発、性に関する指導の充実に向けた教職員への研修など）

(2) セクシュアルハラスメント対策の推進

- ・広報・啓発の推進（あらゆる場面におけるセクシュアルハラスメント根絶に向けた広報・啓発）
- ・相談支援の充実（セクシュアルハラスメントに関する研修の実施、苦情・相談窓口の周知）

(3) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進

- ・総合的な支援の推進（配偶者暴力相談支援センターにおける被害者への総合的、継続的支援など）
- ・相談体制の充実
 - ・連携体制の充実
- ・加害者からの相談および加害者更生などに対する取組

(4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進

- ・被害者への支援（性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）における被害者支援など）
- ・連携体制の充実（関係機関と連携した被害者への適切な情報提供など）
- ・相談体制の充実
 - ・意識啓発の推進

(5) 生涯を通じた健康づくり

- ・妊娠・出産等に関する健康支援（性についての理解促進、性と健康に関する相談、周産期医療体制の充実など）
- ・健康づくりへの支援（エイズ・HIV感染、性感染症に関する正しい知識の普及啓発など）

(6) 様々な困難を抱える人々への支援

- ・高齢者、障害者、外国人等への支援
- ・ひとり親家庭への支援（ひとり親家庭の自立や生活安定に向けた支援、ひとり親家庭に対する相談体制の充実など）

総括

- 男女の人権尊重や、DV・性暴力など男女間のあらゆる暴力に対する取組として、それぞれ相談・支援窓口の設置を行っているが、認知度が低い等の課題がある。広報啓発活動を通じて窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携強化により支援・保護体制の充実を図る。
- 女性が安心して出産期を過ごせるよう周産期医療体制の充実を図る。
- 母子家庭等の就業を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行っているところであり、引き続き事業の周知に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
88	相談室運営事業 (1)(2)(3)(4)	様々な悩みを持つ女性・男性に対して男女共同 参画心理相談員、弁護士による相談事業を実施 するとともに、臨床心理士によるDVカウンセ リングを実施した。	県内各相談機関の相談体制の充実強化 のため、引き続き、事例研究や研修会を 通じて相談員の資質向上と、各機関相 互のネットワークづくりに努める。 また増加している男性からの相談に対 応できる体制整備を行う。	男女共同参 画センター
87	DV被害者総合対策推進事 業 (3)	DV防止の啓発事業を行うとともに、DV被害 者の心のケア、自立支援に向け、配偶者暴力相 談支援センターの機能強化、一時保護機能の充 実に取り組んだ。	できるだけ早期にDVに対する理解を 深めるため、中学生や高校生などの若 年層に対して、広報啓発を実施する。 DVの相談機関の認知度を高めるた め、DV相談窓口が掲載されたカード やリーフレットを活用し周知を図る。 様々なニーズを有する被害者に対 して、一人ひとりの状況に応じた支援が 提供できる相談体制の充実を図る。	子ども・青 少年局

89	犯罪被害者支援事業 (4)	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者総合窓口を運営し、1,748件の相談支援を実施した。また、関係機関4者の連携による性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)において性暴力被害者への総合的な支援を行い、1,407件の相談支援を実施した。	犯罪被害者総合窓口、SATOCOともに認知度が低いことから、安心して相談できる窓口として広報周知を行い、認知度の向上を図る。	県民活動生活課
96	周産期保健医療対策 (5)	安全・安心な出産のため、高度・専門医療を担う周産期母子医療センターの運営費や整備面の支援等を行い、周産期死亡の改善に取り組んだ。	NICU(新生児集中治療管理室)の満床状態を解消するため、病床整備を進めるとともに、長期入院児の支援体制を充実させる。	健康寿命推進課
111	ひとり親家庭総合サポート事業 (6)	母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の支援サービスを実施した。 (就業者 144人)	引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。	子ども・青少年局

計画の総合的な推進

取組の方向

(1) 県の推進体制の充実

- ・男女共同参画の総合的な推進
- ・附属機関の女性委員の登用拡大
- ・女性職員の活躍推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（イクボス宣言を踏まえた働き方改善と企業等への働きかけなど）

(2) 多様な主体との連携強化

- ・関係機関との連携強化（県民、地域団体、NPO、事業者、大学等との連携強化）
- ・経済団体等との連携強化
- ・国との連携強化
- ・市町との連携強化（女性のチャレンジ支援、就労支援の推進など）

(3) 県立男女共同参画センターの機能の充実

- ・地域で実践する人材の育成支援
- ・関係機関との連携強化（多様な主体間のコーディネート機能の強化など）
- ・情報提供の推進

(4) 調査・研究の推進

- ・調査・分析の推進（男女共同参画の推進状況の定期的な把握・分析、大学等と連携した調査研究）
- ・情報の収集（男女共同参画の取組事例や統計等の収集、提供）

総括

- 男女共同参画は県政のあらゆる分野に関連する課題であることから、引き続き全庁的に課題意識を共有し、取組を進める必要がある。
- 審議会等、県の附属機関における女性委員の割合は全体で40.9%と目標を達成したが、18 附属機関の女性委員割合が40%未満の状況であることから、引き続き女性委員登用拡大を進める。
- 男女共同参画センターについては、本県の男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、多様な主体や機関との連携、参加者相互の交流によるつながりの場を創出する。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
118	審議会等における女性の参画促進 (1)	全庁的な意識を高めるとともに、女性委員割合が低い機関に対し充て職規定の見直し等の働きかけ等を行った結果、令和2年4月1日現在の女性委員割合は40.9%と初めて計画目標を達成した。	女性委員割合および目標達成機関の割合(82.7%)がともに過去最高となり、初めて目標を達成したが、未だ目標未達成の機関も一定数(18 機関)あることから、引き続き、改善策を具体的に提示しながら女性委員登用率の改善を働きかける。	女性活躍推進課
127 ~ 131	男女共同参画センターの機能の充実 (3)	多様な課題をテーマとした研修・講座の開催や、図書・資料室の充実と各種情報発信により、男女共同参画の意識啓発に努める。また、社会参画にチャレンジする女性の実践を支援するとともに、男女共同参画相談室の充実や、多様な主体との連携・協働、主体間のコーディネートを進める。	男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、必要な人に必要な情報を橋渡しするハブの機能を高めるため、事業展開にあっては多様な主体と支援機能を持つ機関との連携、参加者相互の交流を基本とし、つながりの場を創出する。	男女共同参画センター